贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）、（4）及び（6）、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十二号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）、（3）及び（5）並びにチ」と、「第六条第一項第八号ト（3）」とあるのは「第六条第一項第十二号ト（2）」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第七項の規定により読み替えられた同条第三項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

10　第四項の規定は、中小企業者が第一項第十一号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第七号」とあるのは「第一項第十一号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と読み替えるものとする。

11　第五項の規定は中小企業者が第一項第十二号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と読み替えるものとする。

12　第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十三号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合又は当該中小企業者が同号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合について準用する。この場合において、「第一項第七号チ（1）又は（2）」とあるのは「第一項第十三号チ（1）又は（2）」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）、（4）及び（6）、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十四号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）及び（3）、チ並びにリ」と、「第六条第一項第八号ト（3）」とあるのは「第六条第一項第十四号ト（2）」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第九項の規定により読み替えられた同条第三項第二号、第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

13　第四項の規定は、中小企業者が第一項第十三号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第七号」とあるのは「第一項第十三号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と読み替えるものとする。

14　第五項の規定は中小企業者が第一項第十四号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と読み替えるものとする。

15　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

6　［略］